

令和2年度

津市の高齢者フレイル対策の 取り組み方針



令和2年1月8日

フレイルとは

フレイルとは、加齢に伴う筋力や身体活動などの低下による要介護状態に至る前段階のことをいう

健康な状態に回復する可能性が高く可逆性がある

健康な状態



フレイル(虚弱)



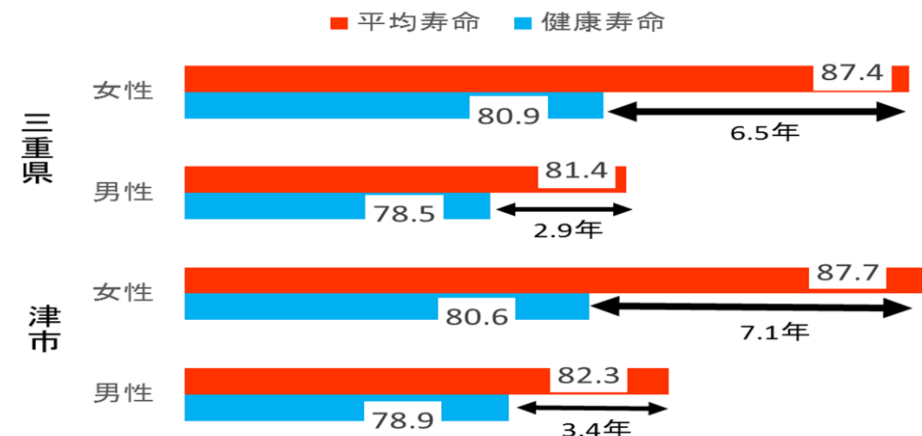
介護が必要な状態

フレイルの兆しに早く気づくための意識改革が重要！

- ・食欲がない
- ・筋力の低下
- ・多くの病気を抱えている
- ・閉じこもり、孤食
- ・転びやすい
- ・硬いものが噛みにくい

健康寿命[※]を延ばすためにもフレイル対策が必要

※ 平均寿命から介護が必要な状態の期間を差し引いた期間



資料：Chiang法による平均寿命とSullivan法による健康寿命（平成29年）

津市の先行的なフレイル対策

津市の取り組み

後期高齢者の低栄養防止・重症化予防を目的とした栄養パトロールを実施

- 三重県高齢者医療制度特別対策補助金を活用し、モデル事業として平成27年度から平成29年度までの3年間で、美杉地域を中心に、「栄養パトロール事業」を実施
- 個別栄養支援(訪問、通いの場)**や**地域栄養ケア会議**などで、地域住民の栄養課題の解決に取り組み、高齢者の低栄養防止・重症化予防(フレイル予防)を推進

この津市の栄養パトロール事業が、国が考える保健事業と介護予防の一体的実施の先行事例に合致

平成30年9月 津市長(全国市長会副会長)が「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する有識者会議」の構成員となった



有識者会議では、生活習慣病予防・フレイル対策を進めるため、介護保険制度の「通いの場」を活用し、高齢者が保健師等による保健指導を受けられる体制を検討

平成30年12月 有識者会議としての報告書が示され、その結果、高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドラインの改訂に生かされた

保健事業と介護予防の一体的実施に向けた国の動き

医療保険での保健事業と介護保険での介護予防事業が別々に対策を展開

**団塊の世代が75歳以上となる2025年には、
介護・医療費などの社会保障費が増大する恐れ！**

生活習慣病対策中心の保健事業
(被用者保険・国保)

後期高齢者の保健事業
(広域連合)

介護予防
(市町村)

高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する必要性

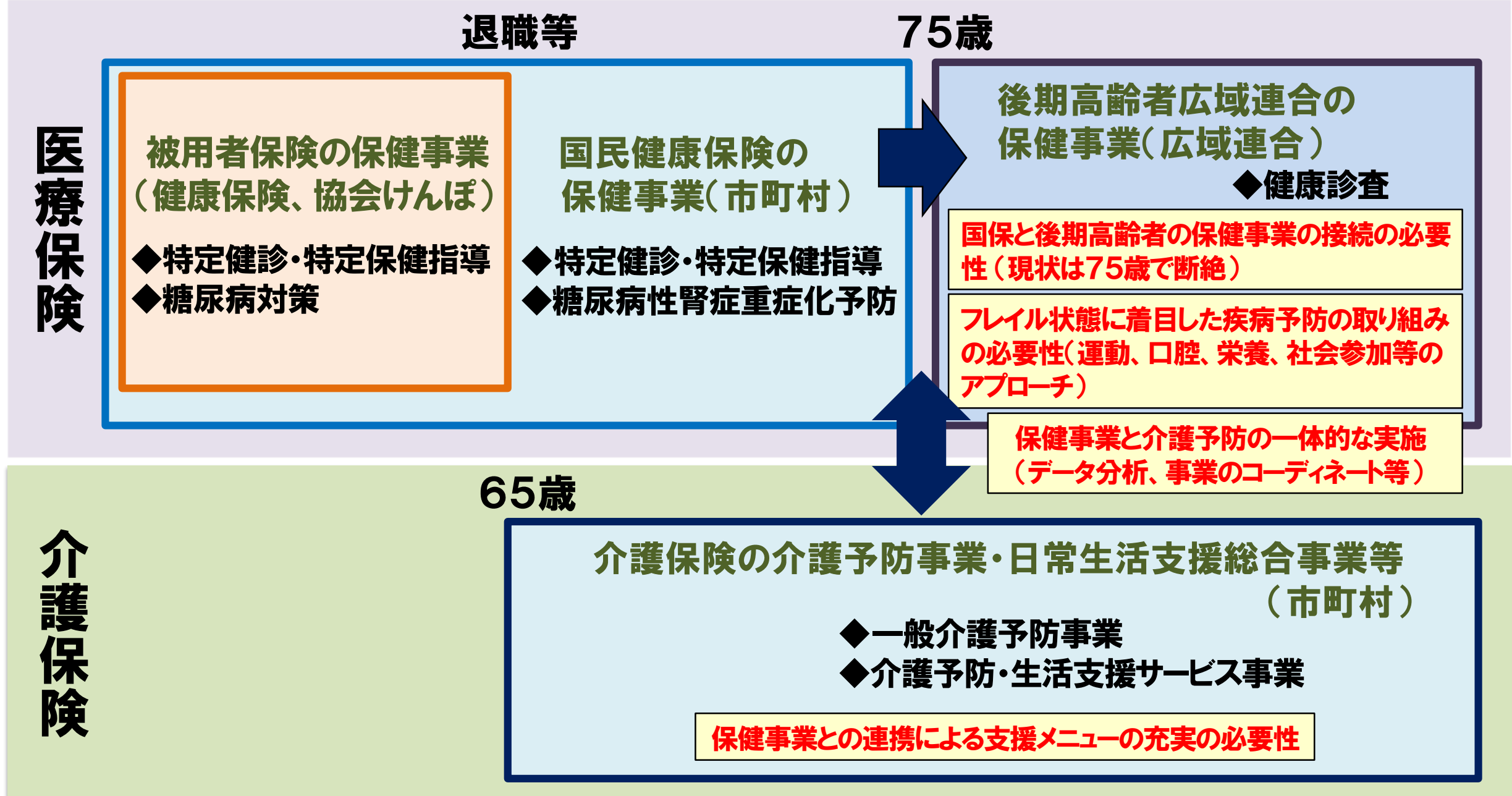
●令和元年5月22日

高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法及び介護保険法が改正され、75歳以上の高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等が盛り込まれた

●令和元年10月16日

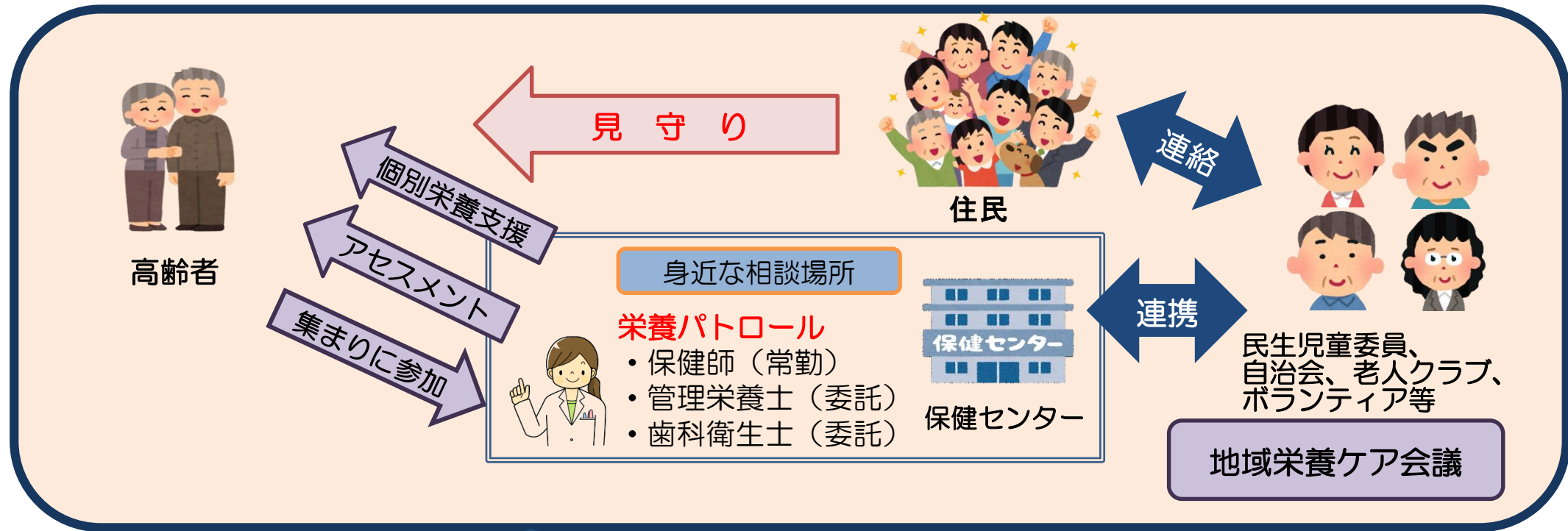
「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」が改定され、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けたプログラムが盛り込まれ、高齢者のフレイル等の心身の多様な課題に対応していくこととされた

保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)



平成27年度～29年度 美杉地域の取り組み①

美杉地域の住民の繋がりを生かし、高齢者に関わる様々な機関やそこに住む住民のみなさんと連携して、個別栄養支援(巡回栄養相談・訪問指導)や地域栄養ケア会議を通して、美杉地域でフレイル対策に取り組みました



H27年度 総事業費 812,650円

(後期高齢者医療広域連合補助金 812,650円)

H28年度 総事業費 2,684,244円

(後期高齢者医療広域連合補助金 2,126,713円)

H29年度 総事業費 2,591,991円

(後期高齢者医療広域連合補助金 1,814,394円)

平成27年度～29年度 美杉地域の取り組み②

年度	個別栄養支援		地域栄養 ケア会議		男の健康料理 教室 男の健康体操 教室	
	75歳未 満(人)	75歳 以上(人)	回数	のべ 人数	回数	のべ 人数
27	10	30	3	53	-	-
28	26	94	1	18	健康料理教室 3	54
29	61	127	-	-	健康料理教室 3	60
					健康体操教室 11	80



個別栄養支援



男の健康料理教室



地域栄養ケア会議

平成27年度から29年度まで美杉地域で実施してきた栄養パトロール事業を、元気づくり教室(出前講座)のプログラムメニューに取り入れ、美杉地域以外にも拡大して実施



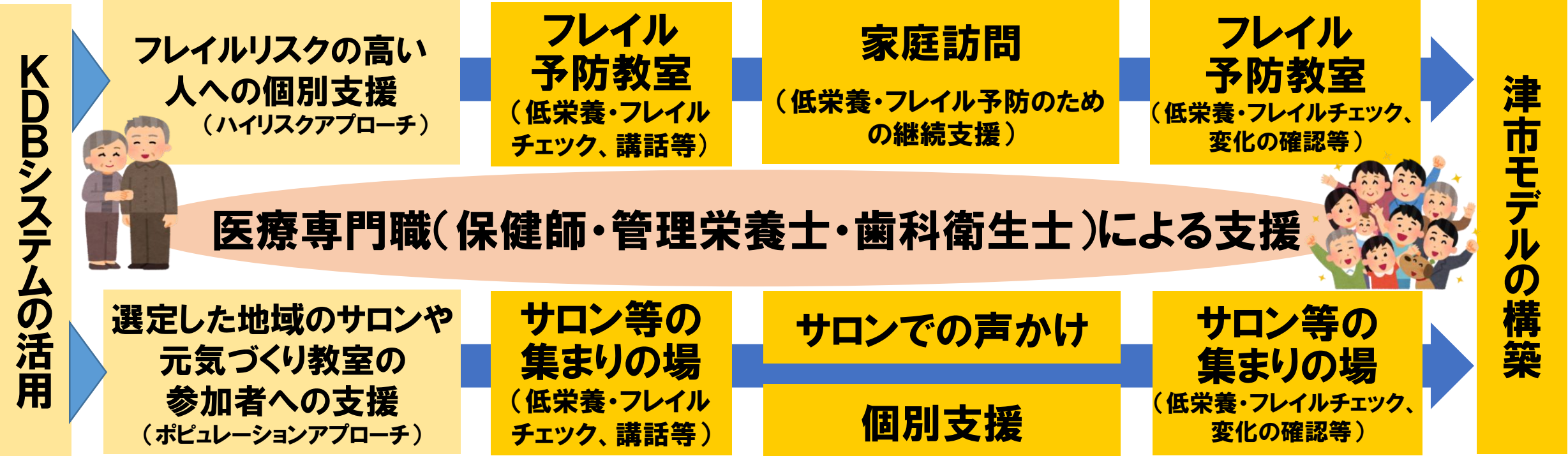
津市健康づくり事業で実施 総事業費 997,864円

令和元年度の取り組み(先行的実施)



美杉地域の栄養パトロールや元気づくり教室での取り組みのほか
KDBシステム※を活用して、市街地でモデル的に低栄養・フレイル予防事業を実施中

※ KDBシステムとは、国保データベースシステムのことで健診や医療・介護のレセプト情報を保有し、様々な観点から比較・分析できるシステム



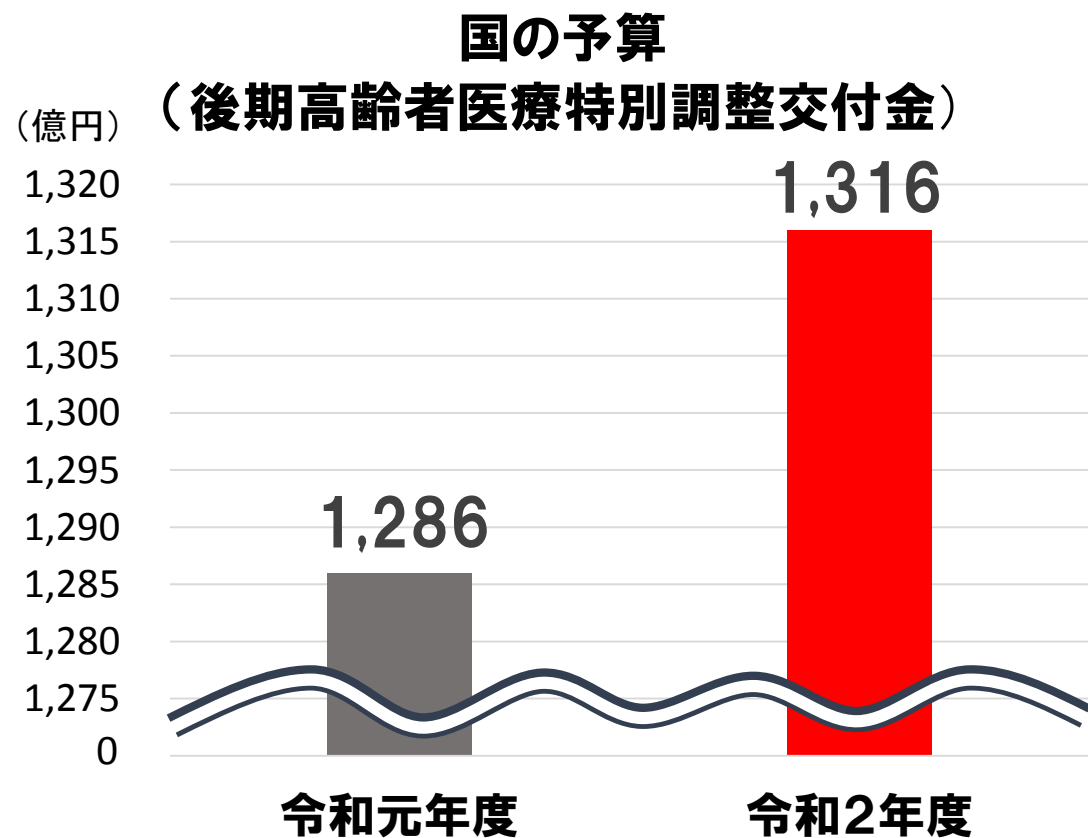
事業計画

- ・新町地区の該当者に対して、フレイル予防教室 事前と事後の2回、該当者1人当たり複数の専門職が3回程度訪問し支援 (ハイリスクアプローチ)
- ・新町地区の2つのサロン及び津市全域の元気づくり教室(90回程度)で管理栄養士、歯科衛生士、保健師が健康相談・健康教育を実施。その中で支援の必要な人に対して個別支援 (ポピュレーションアプローチ)
- ・医療専門職の人材育成研修 (1回)

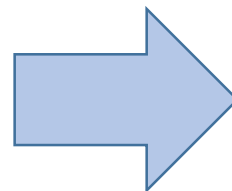
総事業費 2,633,000円
(後期高齢者医療制度事業補助金 2,411,000円)

令和2年度 国の予算の状況

一体的実施を含む健康寿命の延伸に向けた予防・健康づくりについて
国から広域連合に対して特別調整交付金が交付される

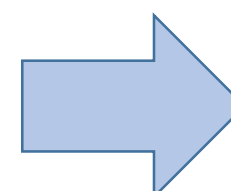


都道府県の
広域連合に
交付



三重県後期高齢者
医療広域連合

事業の
委託



津市

交付金10/10
国2/3
広域連合1/3

広域連合からの予算を獲得し、本市の一体的実施に係る事業に取り組みます

令和2年度の取り組み方針①

中山間地栄養パトロール
平成27年度～29年度

元気づくり教室やサロンでの栄養パトロール
平成30年度

市街地モデル
令和元年度

令和2年度から
本格的にスタート

【目標】

津市の健康寿命を延ばし、
平均寿命との差を縮めます

効果的な実施に向けての4本柱

普及啓発

フレイルを知って
いる人を増やします

- 講演会
- 元気づくり教室などの
ポピュレーションアプローチ

推進体制の整備

庁内の連携を
進めます

- 事業の推進役を担う医療専門
職を配置
- 健康課題を庁内で共有し、
既存事業に反映

支援体制の構築

医療関係団体等
と連携します

- 医療関係団体等と地域の健
康課題を共有し、事業を推進
- 関連組織や団体との連携

健康課題の見える化

KDBシステムを
活用します

- 個々のデータの状況把握・分析
を行い、ハイリスクアプローチの
対象者を抽出
- 地域の健康課題を市民に分か
りやすく提示
- 適切な情報管理

令和2年度の取り組み方針②

推進体制の整備

【保険医療助成課】

後期高齢者医療広域連合と連携し、保健事業を実施
KDBシステム等を活用

【健康づくり課】

健康課題の分析に応じて、
通いの場に出向くポピュレーションアプローチ、訪問等によるハイリスクアプローチを実施

高齢者の保健事業と
介護予防の一体的に
実施に向けて連携

【地域包括ケア推進室】

身近にできる介護予防とサロン活動や生活支援コーディネーターの活動を通じて地域の支え合い活動を推進

【介護保険課】

介護保険の利用状況などのデータの提供と分析

令和2年度の取組方針③

事業の企画・調整を担当する保健師を配置し、地域を担当する医療専門職と連携

企画・調整等を担当する 医療専門職(保健師)の役割
事業全体の企画・調整、庁内の関係者間の連絡調整、進捗状況の共有
KDBシステムを活用した地域の健康課題の分析、対象者の把握、事業評価
医療関係団体等との連絡調整、ネットワークの構築
医療専門職の人材育成



地域を担当する医療専門職(保健師、 管理栄養士、歯科衛生士)の役割	
ハイリスク アプローチ (対象となる人を 健診結果から抽出)	①栄養パトロール 訪問等で個別継続支援 (津市全域対象)
	②糖尿病性腎症重症化予防 事業参加者の継続支援 (75歳対象)
ポピュレー ション アプローチ 	①地域の集まりの場へ出向き フレイルチェック・啓発 ・元気づくり教室 (津市全域対象)
	・栄養パトロール (重点啓発地区のサロン対象) ②フレイル予防講演会(1か所)

今後の展開イメージ

KDBシステム(健診、医療、介護データ)の集積



地域の健康課題分析
重点地域の設定

ハイリスク者の抽出

健康まつり等での健
診質問票によるフレ
イルチェック、フレ
イル予防啓発、健診
の受診勧奨

津市

企画・調整
医療専門職

保険医療助成課
健康づくり課
介護保険課
地域包括ケア推進室

三重県後期高齢者
医療広域連合

津市と連携
津市へ委託
経費は広域連合が
交付

ネットワークの構築

健診結果データ

地域ぐるみで後期高齢者健診
受診率向上を目指す！
H30年度35.4% ⇒ 目標40.7%
(県平均)



診療所・病院

歯科医院

薬局

事業内容全体への助言
健診の受診勧奨
集まりの場への参加勧奨

受診

医療の提供、
健診受診を勧める

在宅高齢者

自宅へ訪問

※保健師等が訪問し、栄養パ
ロールチェック、保健指導、継
続支援、必要に応じて医療・介
護へ繋げる

集まりの場へ参加

地域の集まりの場
サロン、元気づくり教室

※保健師等とは、保健師、
管理栄養士、歯科衛生士
の医療専門職のこと

声掛け、見守り

住民

民生児童委員
自治会、老人クラブ
ボランティア等

社会福祉協議会

健診の受診勧奨
集まりの場への参加勧奨

地域包括支援センター

地域ぐるみで健康寿命を延ばす取り組みを進めていきます

令和2年度以降の 合併特例事業債の活用方針

令和2年1月8日

国の財政支援策の活用

市町村合併による財政支援

普通交付税の特例(合併算定替)

市町村合併後10年間(平成18年度～平成27年度)は、旧市町村ごとに算定した普通交付税の合計額が、新市で算定した額を下回らないように配慮され、その後5年間は、段階的(平成28年度～令和2年度)に増加額が縮減される。

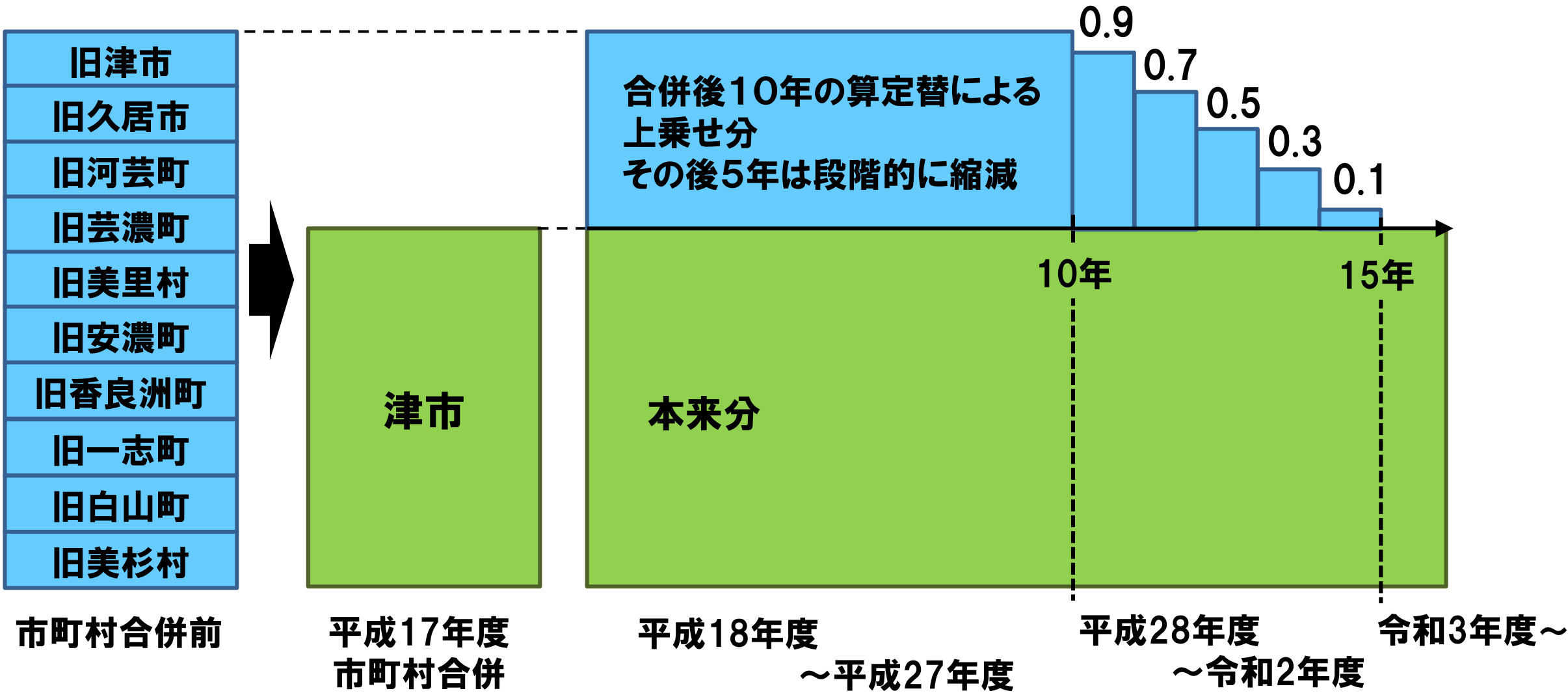
地方債の特例(合併特例事業債)

市町村建設計画(新市まちづくり計画)に基づく、特に必要な事業の経費について、市町村合併した年度から10年間(平成18年度～平成27年度)に限り、地方債を財源とすることができ、その元利償還金の70%が普通交付税により措置される。津市の発行限度額は、710億円

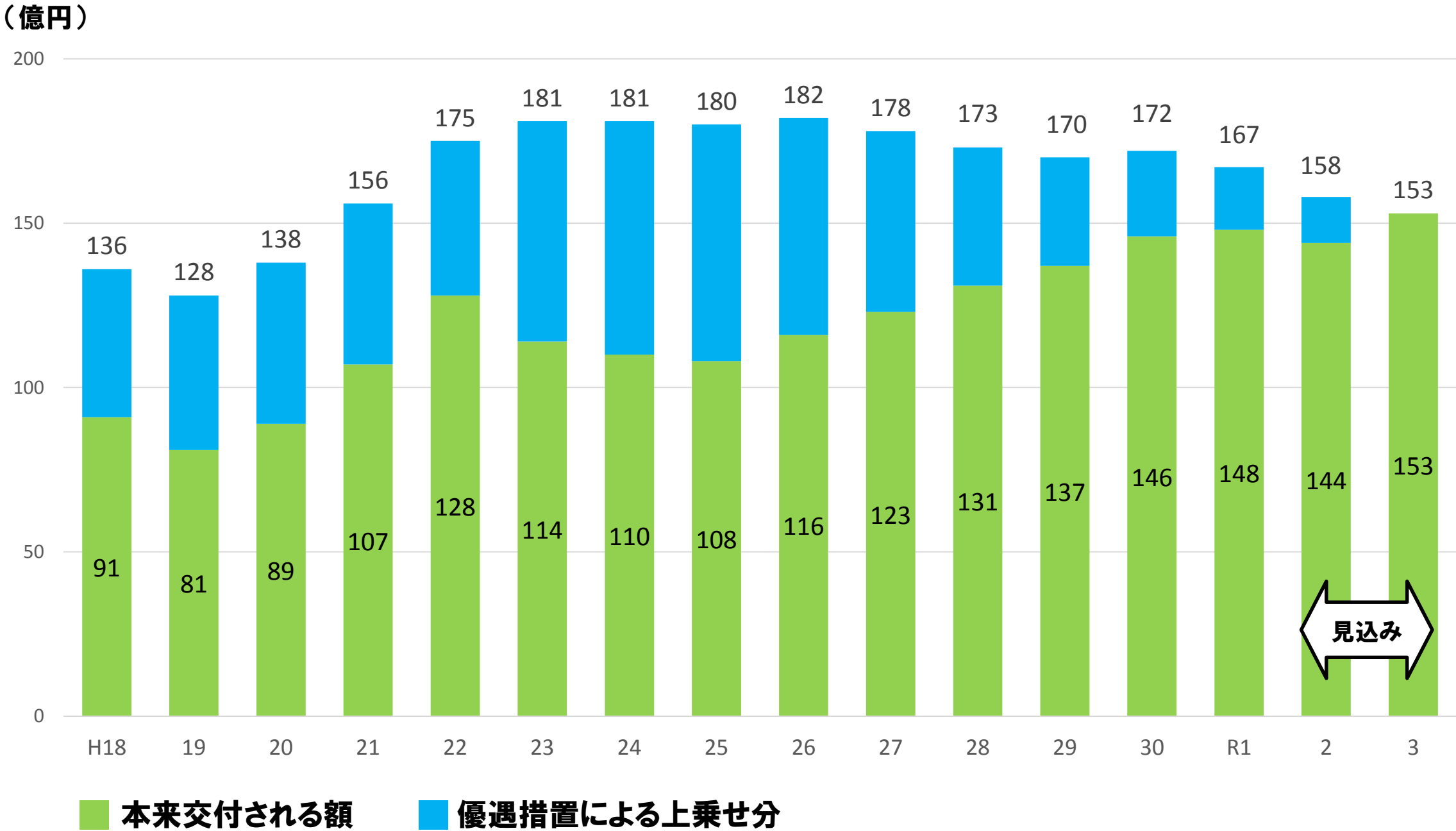
行政の効率化でコスト削減するとともに
国の財政支援策を最大限に活用

普通交付税(合併算定替のしくみ)

市町村合併後10年間は、旧市町村ごとに算定した普通交付税の額を下回らない
その後5年間については段階的に縮減



普通交付税額の推移



合併特例事業債(法律改正の経過)

合併特例事業債とは、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業に対する有利な借金
【借入可能年度】合併後10年間(平成18年度～平成27年度)

平成24年6月

「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の公布
【借入可能年度】5年間の延長
(10年間→15年間 令和2年度まで)

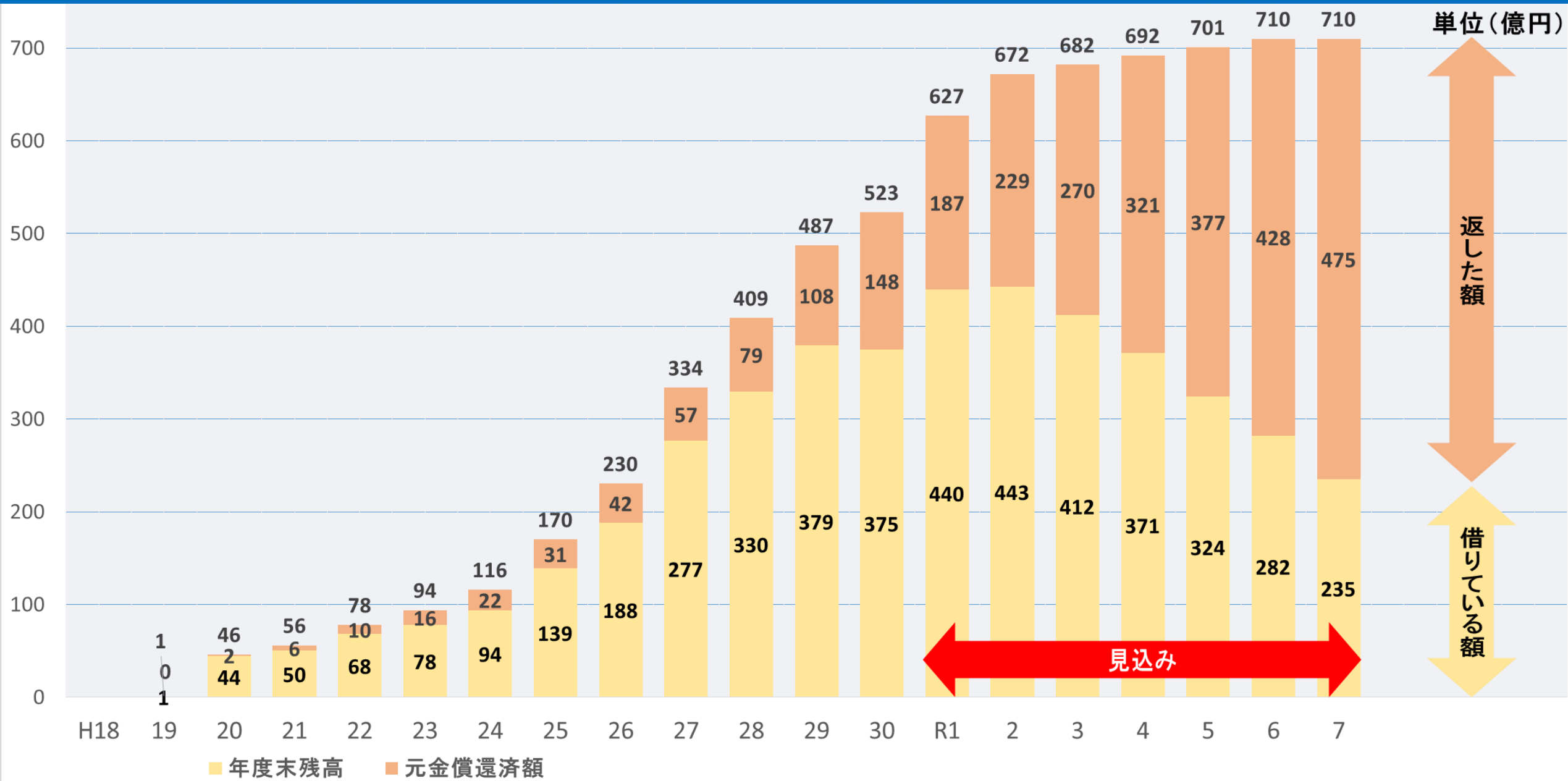
平成30年4月

「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の公布
【借入可能年度】5年間の再延長
(15年間→20年間 令和7年度まで)

【借入可能年度】合併年度及びこれに続く20年間
(平成18年度～令和7年度)

合併特例事業債

累計発行額、年度末残高及び元金償還額の推移



合併特例事業債(主な活用事業)

平成18年度

当初10年間で
334億円を活用

中央学校給食センター整備事業 (13億5,170万円)
一般廃棄物最終処分場、リサイクルセンター整備事業 (75億6,130万円)
斎場いつくしみの杜整備事業 (21億2,740万円)
道の駅津かわげ整備事業 (2億1,210万円)

平成27年度

平成28年度

1回目の延長で
338億円を活用

産業・スポーツセンター整備事業(132億7,960万円)
久居アルスプラザ整備事業 (46億3,480万円)
津みどりの森こども園整備事業 (4億8,210万円)

令和2年度

令和3年度

令和7年度

再延長で残枠83億円を活用

合併特例事業債(今後活用を見込む主な事業)

ア 子ども・子育て こども園の整備、放課後児童クラブの整備

イ 教育 小中学校校舎の長寿命化事業

ウ 消防 消防施設の整備、消防車両の購入

エ 社会基盤 道路の整備事業

オ その他 文化・住民交流・観光施設の整備